平成２１年（フ）第１５４１号
堺市堺区香ヶ丘町４丁２番21号
債務者　河野　竜一
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５４４号
堺市南区新檜尾台４丁16番18―309号
債務者　古家　裕美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５４８号
堺市北区中百舌鳥町６丁1040番地40　メゾネットフォレスト106号
債務者　力安　和智
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５４９号
堺市北区中百舌鳥町６丁1040番地40　メゾネットフォレスト106号
債務者　力安　美希
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５５７号
大阪府富田林市新家２丁目３番24号
債務者　久保　和子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
北海道夕張郡長沼町西４線北２番地
債務者　塩原　隆二
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１８７号
北海道三笠市唐松千代田町１丁目163番地
改良住宅Ｔ－３－４
債務者　渋谷　成史
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２２８号
青森県八戸市湊高台７丁目11番14号　コーポエノモト２号
債務者　磯島あい子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
青森県八戸市長根１丁目７番19号　中村方、前住所青森県八戸市吹上１丁目11番38号　光陽荘６号
債務者　落合　武宣（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地1000、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西１丁目９番地2574
債務者　村上　春樹
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
青森県八戸市大字新井田字常光田15番地１、前住所青森県八戸市大字湊町字縄張８番地６
債務者　山川亜砂子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
山形県上山市栄町２丁目７番12号
債務者　平間はる子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７２号
山形県東根市温泉町１丁目１番24号
債務者　荒井　勝久
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７４号
山形市小白川町５丁目18番９号
債務者　石山　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７７号
山形市南松原１丁目９番地の５―２―101号　県営住宅２
債務者　高橋　良一
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８０号
山形市南一番町10番29号
債務者　長澤　杏子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８２号
山形県天童市南町３丁目18番４―425号　県営天童南部アパート４号
債務者　今野　睦美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部